

第 2 回総務文教常任委員会会議録

平成 23 年 2 月 22 日 (火)

開 会 午前 9 時 32 分

閉 会 午後 12 時 02 分

会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

総務課

平成 22 年度一般会計補正予算 (第 7 号) の概要について

平成 23 年度清里町予算の概要について

平成 23 年度清里町一般会計当初予算主要施策事業等 (総務課主管分) について

総務課所管条例、規約の改正について

- 1) 斜里地区消防組合理約の変更について
- 2) 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 3) 北海道町村議会議員公務員災害補償等組合理約の変更について
- 4) 清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 5) 町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6) 清里町特別会計条例の一部を改正する条例

清里町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

札弦センター整備事業について

平成 22 年国勢調査速報の公表について

その他

生涯教育課

平成 23 年度一般会計当初予算主要施策事業 (生涯教育課所管分) について

消防清里分署

斜里地区消防組合理約の変更について

平成 23 年度消防費予算について

救急出動及び火災出動状況について

2. 次回委員会の開催について

3. その他

出席委員 (7 名)

委員長	畠 山 英 樹	副委員長	細 矢 定 雄
委員	藤 田 春 男	委員	中 西 安 次
委員	加 藤 健 次	委員	勝 又 武 司
委員	田 中 誠	議長	村 尾 富 造

欠席委員 なし

説明のため出席した者の職氏名

総務課長	古谷 一夫	総務G主幹	河合 雄司
総務G主査	鈴木美穂子	総務G主査	泉井 健志
企画財政G総括主査	熊谷 雄二	企画財政G主査	阿部 真也
生涯教育課長	岸本 幸雄	学校教育G主幹	鈴木 敏
社会教育G総括主査	本松 昭仁		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 宇 野 充
主 任 鈴 木 由美子

開会の宣告

委員長

おはようございます。大変時間がつまって来ましたが、第2回総務文教常任委員会の会議を開催させていただきます。

委員長

3月定例会に向けて提案件数がありますので、町からの協議報告事項ということで、総務課よりお願いいたします。

総務課長

おはようございます。3月定例会に先立ちまして、総務課からの協議報告事項7点についてご協議を申し上げていきたいとかように考えてございます。

まず1点目の、平成22年度一般会計補正予算(第7号)の概要でございますが、お手元の議案2ページをご覧くださいと存じます。今回の第7号の補正の概要でございますけれども、歳入歳出合計表をご覧くださいのとおり、9,912万円の追加をいたしまして、歳入歳出それぞれ47億2,469万円とさせていただきます。なお、今回の補正につきましては実行予算に係る全体的な事務事業の完了に伴う事業費の精算、合わせまして経費額等の不用額の減額、また燃油価格が非常に高騰してございますので、それに伴う各施設の燃料費の調整をはじめ、今後必要もしくは不足が見込まれるものの追加補正、さらには特別会計の繰入金調整などを行うものでございます。歳入におきましては、町税の賦課調定状況による補正並びに特定財源及び一般財源の確定による補正と共に、各事業財源の全体調整をやらさせていただきます。また、今回の補正による財源調整により基金からの繰入金がふるさと寄附金充当分以外全て減額になって参りますの

で、譲与額につきましては基金の積立を行って参りたいとかように考えてございます。具体的な内容につきましては、お手元の議案に基づき、担当の総括主査よりご説明を申し上げます。

企画財政G総括主査

それでは、平成22年度一般会計補正予算(第7号)についてのご説明をいたします。資料の2ページをご覧ください。各款ごとの補正額の全体についてご説明申し上げます。最初に歳出よりご説明いたします。議会費につきましては、金額が少額であるため主要内容に記載してはございませんが、期末手当等の減額補正69万5千円を減額するものでございます。総務費につきましては、期末手当や共済組合負担金の減額といたしまして2,831万5千円の減額、また基金積立分といたしまして老人保健施設の介護報酬のオーバーフロー分並びに普通交付税などの額の確定に伴います一般財源のオーバーフロー分として財調に168万3千円、減債基金に1億1,372万6千円、また公共施設整備基金に1億3,717万2千円積立を行います。平成22年度の基金残高につきましては、平成21年度末残高と比較いたしまして3億5千万超の32億円を見込んでございます。地籍管理費、自治振興費については不用額の整理でございます。総合庁舎管理費につきましては148万2千円の増額でございますが、こちらは燃料費の高騰による増額が主な要因となっております。花と緑と交流事業費につきましては、中高生の海外派遣研修事業費補助等の減額を含みます402万1千円の減額、景観形成総合支援事業、地域振興対策費につきましては、それぞれ執行残による分の不用額の減額となっております。総務費の合計の補正額は2億506万2千円の増額でございます。民生費の補正の主要内容としましては、事業費の確定に伴う減額として、社会福祉協議会への補助が100万円の減額、障害者自立支援費が346万2千円の減額、老人保健施設への委託料566万円がそれぞれ減額になってございます。介護保険繰出金につきましては、保険給付費の伸びに伴います町からの繰出分としまして370万円を増額して参ります。また子ども手当につきましては、不用額として310万7千円を減額して参ります。民生費全体での補正額は1,371万3千円の減額でございます。衛生費につきましては、保健衛生費の不用額として人夫賃200万円の減額、予防費の検診業務委託料100万円の減額、各種医療対策費では後期高齢者医療給付負担金242万7千円の減額、重度心身障害者医療給付費扶助296万8千円の減額、農業集落排水事業への繰出金208万3千円を減額、衛生費全体では1,475万7千円の減額になってございます。農林水産業費につきましては、不用額の減額といたしまして、焼酎事業への繰出金940万円の減額、国営畑地かんがい斜網地域協議会への負担金300万円の減額を行って参ります。また、団体営土地改良事業負担金134万6千円の増額につきましては、斜網協議会への負担金の減額に伴う出作に伴う精算として、斜里、小清水に対して負担を行うものでございます。農山漁村活性化対策費につきましては、交付金事業として計上しておりましたパパスランド農林水産直売場食材提供施設と、町の単独事業として計上しておりましたパパスランドの改修事業につきまして、事業年度の調整によりそれぞれ委託料を減額するものでございます。事業費は3,831万5千円の減額でございます。農林水産業費の補正額の合計は5,126万4千円の減額でございます。商工費につきましては、不用額の減額としまして商工振興事業が150万円の減額、緑清荘指定管理業務委託料が376万5千円の減額でございますが、こちらは休業期間中における経費の精算になってございます。また、執行残額の整理として緑清荘改修工事請負費で188万5千円の減額を行って参ります。商工費全体の補正額は855万円の減額でございます。土木費につきましては、全体で1,009万8千円の減額でございますが、不用額の整理としまして道路橋梁の指定管理業務240万5千円の減額、ま

たJR北海道踏切改良工事負担金546万円が主な内容となっております。教育費につきましては金額が小さいため、主な内容には記載してございませんが、小学校、中学校など教育施設の燃料費の増額、また不用額の整理を行っております。主な内容としましては、清里高校総合支援の補助を250万円の減額、生涯学習総合センターの燃料費として100万円の増額、生涯学習活動車の委託料150万円の減額をして参ります。教育費全体では362万3千円の減額でございます。公債費につきましては、地方債利子として324万2千円を減額して参ります。また、今回の実行補正に合わせまして、基金からの繰入金につきまして1億5,159万円の財源振替による減額を実施して参ります。歳出の現計予算額46億2,557万円に対しまして補正額9,912万円、補正後予算額は47億2,469万円でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。歳入の主な補正内容につきましては、記載のとおりでございます。特異的なもののみご説明して参ります。町税につきましては、町民税の個人から軽自動車税まで合計で1,963万4千円を総額補正して参ります。地方特例交付金につきましては、額の確定により564万5千円を補正して参ります。地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定による増額といたしまして1億4,851万6千円を補正して参ります。分担金及び負担金につきましては201万円の増額でございますが、団体営土地改良事業分担金266万3千円が主な内容となっております。使用料及び手数料につきましては、町営住宅使用料250万円を含む208万3千円の増額、国庫支出金につきましては、障害者自立支援事業の実績見込みによる給付費の増額、また農山漁村活性化交付金970万円の減額、道路事業における社会資本整備交付金363万5千円の減額を含みます、全体では1,515万8千円の減額となっております。道支出金につきましては、緑清荘改修事業に対する地域づくり総合交付金2,200万円の増額を含みます1,471万円の増額、また財産収入につきましては、基金の積立金利子424万1千円の減額を含む410万6千円の減額となっております。繰入金につきましては、記載の3つの基金につきまして繰入を減額いたしまして合計で1億5,590万円を減額いたします。なお、今回の減額によりまして基金の繰入につきましては、ふるさと寄附金からの繰入の11万円のみとなっております。諸収入につきましては、介護報酬の増額800万円、また資源ごみ売払いの増額270万円を含みます897万6千円を増額して参ります。町債につきましては、事業執行に伴う整理を行って参りますが、臨時財政対策債3,550万円の増額や、今回過疎債のソフト事業について2,250万円を増額するなど、合計で6,840万円を増額して参ります。歳入の現計予算額46億2,557万円に対しまして補正額9,912万円を増額し補正後予算額47億2,469万円といたします。以上が、平成22年度清里町一般会計補正予算(第7号)の概要でございます。

総務課長

只今の総括主査より全体的な概要についてご説明申し上げましたが、歳出の関係の不用額と事業執行に伴う整理を行った上で、道支出金さらには過疎債部分の増額の確保を図った中において、譲与額については基金の積み増しを行っていく、そういった内容になってございます。結果的には21年度末で基金の積立が28億5千万程度でございましたが、7号補正まで含めて現段階において約3億5千万の積み増しを行っていく、そういった内容になってございます。なお、歳入歳出の部分で、特に歳入の関係でございますけれども、譲与税やまた特別交付税、そういったものが3月末で確定いたしてございませぬので、そういった歳入の不確定なものにつきましては従来どおり、それぞれ3月末の専決処分を含めながら執行させて頂きたい。併せまして1月の臨時

会において、それぞれ補正措置を、国の交付金に伴う補正措置をさせて頂いてございますが、その内3事業につきましては繰越しになりますので、併せまして3月末日にて専決処分をさせて頂きたいとかように考えてございますので、それらについてもご理解を賜りたいと思います。以上で説明を終わります。

委員長

只今、一般会計補正予算の概要についてご説明して頂きました。議員の皆様から何か質疑を受けさせて頂きたいと思います。

委員長

いいですか。

(「はい」との声あり)

委員長

それでは2番目に入りますけれども、平成23年度清里町予算の概要ということで、よろしくお願いたします。

総務課長

それでは平成23年度清里町予算の概要について、お手元には別冊でお配りしております予算説明書の「清里町のこしの仕事」にてご説明をさせて頂きたいと思います。まず2ページをお開き頂きたいと思います。まず、予算編成の方針でございますが、上から4行目に書いてあるとおり、今年度の予算につきましては4月に統一地方選挙が実施されるといった運びとなっておりますので、4年に1回のいわゆる骨格予算の計上をさせて頂いてございます。従いまして、政策的な事業予算、さらには団体補助、事業補助等、そういったものにつきましては6月以降の補正予算での対応となるのでご理解賜りたいと思います。そうした中においても第5次の総合計画の中におきましては、住民協働と共生、共創を主体とした新たな地域力の創造、こういった観点も組み込まれてございますし、併せて継続的な健全財政の堅持を図っていく。加えて平成22年度から補正の中で対応させて頂いておりますが、今後とも新たな国の政策動向や地域経済、さらには雇用関係、こういった一連の動きを洞察しながら機能的な取組み、こういったことを念頭に置きながら全体予算として計上させて頂いていると、このようにご理解を賜りたいと思います。

一般会計から焼酎特別会計まで、今般老人保健特別会計につきましては、後ほど条例の改正の中でご説明申し上げますが、移行期間が完了して会計そのものが事業と併せて廃止になる、そういった中で、都合7会計の予算総額がお手元の資料の方に50億8,542万円となっております。前年度当初予算との比較におきましては6億1,056万1千円、比率でいきますと89.3パーセントとなっております。なお、会計別におきましては、一般会計につきましては先に言ったとおり骨格予算編成に伴って86.4パーセントというように大幅な減額になってございます。介護保険並びに国民健康保険事業と後期高齢者医療特別会計につきましては、それぞれ今年度、前年度の給付実績の中から予算編成をさせて頂いております。また、簡易水道事業につきましては人件費2名から1名、こういった減が主たる要因となり、前年度比較90.3パーセント。農業集落排水事業特別会計におきましては、起債償還額の減が主たる要因となりまして、対前年度比で95.2パーセントの予算計上となっております。焼酎事業特別会計につきましては、製造販売計画、在庫量等々勘案した中の見直しによって、対前年度比で78.6パーセント

の予算を計上させて頂いてございます。各特別会計につきましては、後ほど所管の委員会におきまして担当課よりご説明申し上げたいと存じます。

3ページをご覧頂きたいと思います。一般会計の概要について、かいつまんでご説明を申し上げます。まず、町税につきましては4億560万1千円の予算計上となっております。町内における景気動向、そういった中におきまして各産業と共に大幅な景気回復が見込まれないという、そういった状況で税収についても横ばいが予想されることから、ほぼ前年度と同額の予算計上となっております。地方譲与税から自動車取得税交付金につきましては、国の示しております地方財政計画、さらには景気の落ち込みによる、具体的に申し上げますと自動車販売の減少による財源影響、こういったものを勘案しながら予算計上をさせて頂いているところでございます。地方特例交付金につきましては、500万円の予算計上でございますが、こちらの制度につきましては子ども手当並びに恒久減税または税制改正による減収補填として交付されているものでございますが、若干の子ども手当が4月から制度移管が終わるという形の中で、若干の増の中で予算計上させて頂いているところでございます。一番大きな財源となります地方交付税でございますが、当初におきましては20億9,500万円の予算計上となっております。国におきましては、地方交付税、地方対策としてある程度を確保していくという形の中で、緊急的な地方経済振興と雇用対策の形の中で、昨年度、一昨年度に引き続き別枠が創設されておりまして、交付税ベースでは全体総額としては、2.8パーセントの増という形の中で示されてございますが、当町におきましては先ほど述べたとおり骨格予算編成となることから、一部6月定例会以降の政策的な予算、補正予算の一般財源を保留させて頂いた結果、先ほど述べたとおり20億9,500万円の予算計上をさせて頂いてございます。なお、特別交付税制度につきましては、2ヵ年で現在6パーセント枠になってございますけれども、4パーセント枠まで枠を縮めるという形で、23年度につきましては5パーセント枠が具体的に示されてございますので、そういったことを勘案しながら全体的な予算計上となっております。交通安全対策特別交付金につきましては、前年度実績による計上、さらに分担金及び負担金2,608万8千円の計上につきましては、前年度比較で若干の減となっておりますが、特に道営畑総の関係については6月補正等の受益者負担の関係、そこで措置をさせて頂く、そういった影響によるものでございます。また、使用料及び手数料につきましては当初予算の1億698万3千円の予算計上となっておりますが、600万弱の伸びになってございますが、これは22年度実施しました光通信のケーブル、これをNTT東日本に貸し出すその使用料収入が主な増の要因になってございます。国庫支出金につきましては、1億4,972万7千円の予算計上となっておりますが、この国庫支出金につきましても骨格予算編成に伴いまして、道路事業関係の社会資本整備交付金関係予算が、補正扱い、こういった形にさせて頂くことにより、前年度からかなり大きく減となっております。道の支出金につきましても、政策的予算を弾きまして、特に社会補償関係の制度負担、そういった形のもので計上させて頂いてございますが、国勢調査によってその分が若干全体としては増えている、そういった状況になってございます。財産収入については566万円の計上でございますが、特に基金積立の利子、こういったものの利率が下がってございますので、その影響を反映した数字計上になってございます。繰入金につきましては、財調及び特目からの繰入はなくして、特に23年度におきましてはふるさと寄附金の関係、さらには1月で補正をさせて頂きました住民生活に光を注ぐ交付金を財源とするふるさと基金からの繰入661万円のみ当初計上となっております。繰越金については、前年度同額の予算計上となっております。諸収入4億2,091万1千円の予算計上になってございますが、その内一番大きいのが介護報酬収入となつてご

ざいまして、当初におきましては3億5千万弱の予算を計上しているところでございます。また、最後になります。町債につきましては1億6,170万円の予算計上で、対前年度と比較しますと2億強の減となっております。この関係につきましても全体的な骨格予算編成における影響と、このようにご理解を賜りたいと存じます。

4ページ、歳出について概要をご説明をいたします。歳出におきましても同じく統一地方選挙が実施されることから、人件費や扶助費などの義務的経費、さらには施設の運営管理に係る経常費、継続的な事業費、そういったものを中心として編成をさせて頂いております。また、平成20年度の補正予算から総務費に地域振興費を設けながら、緊急的な地域経済、雇用対策の関係について一括計上を行って参りましたが、本件につきましても骨格予算編成に伴い、今後6月以降の補正対応の中で検討をさせて頂く、こういった形になってございます。それではそれぞれの款、科目別の内容についてご説明申し上げます。議会費につきましては、5,416万6千円の予算計上で約1,500万強となっております。ご存知のとおり議員共済制度の改正やその原資となる財政破綻に伴う追加負担が今後5ヵ年続くことになりまして、その部分が23年度より反映されている、このような状況になってございます。総務費につきましては、9億5,736万9千円の予算計上でございますが、全体としては約1億7千万弱、当初予算比較においては減となっております。特に影響が多いのは退職者及び新規採用に伴う職員給与費の大幅な減、1億円弱、9千万円台でございますが、そういったことが大きな要因。加えまして先ほどご説明申し上げました地域振興費が当初予算については皆無となっていることによるものでございます。民生費5億8,530万円。若干3千万円弱、前年度当初予算より増となっております。特に子ども手当が4月分から満度に計上させて頂いている、そういったことや、障害者自立支援費負担金の伸びが主な要因となっております。衛生費3億7,425万8千円の予算計上になってございますが、特に後期高齢者医療負担金及び予防費が大きく伸びてございますが、昨年22年度に実施した診療所の備品整備、さらには清掃センターの長寿命化計画完了によってほぼ前年度と総額としては同じような額の予算計上というふうになってございます。農林水産業費5,489万3千円という形の中で、農林水産業費につきましては対前年度当初予算比較では1億強の減というふうになってございますが、これにつきましても骨格予算編成に伴い、今後農山漁村活性化支援プロジェクト交付金事業や道営整備事業が6月以降の補正扱いとさせて頂いたことによるものでございます。商工費6,879万7千円の予算計上でございますが、商工費につきましても対前年度当初予算比較で1億6,421万9千円の減というふうになってございますが、これは緑清荘に係る町単独整備事業の完了、さらには骨格予算編成に伴いまして、団体補助や振興対策事業が補正扱いとなっていることによるものでございます。土木費1億8,342万2千円の予算計上となっております。土木費におきましても2億円弱の対前年度当初予算比較では減となっております。3線道路の整備に係るJR負担金の減、さらには骨格予算編成によりまして、今後道路新設改良事業につきましては補助金事業・交付金事業については6月以降の補正とさせて頂いたことによるものでございます。消防費1億4,364万8千円の予算計上となっております。若干分署負担金が伸びてございますが、特に人件費及び車検台数の伸びによる増となっております。教育費につきましては2億8,332万4千円の当初予算計上となっております。教育費におきましては、対前年度当初予算比較で約1,300万強の伸びとなっております。小学校のボールのシート更新や、光を注ぐ交付金事業により図書活動事業として学校図書、さらには図書館図書活動事業費の増、さらには臨時雇用関係につきましては総務費の地域振興費から教育費に移行したこと、これが主な要因となっております。公債費、ピークは過ぎましたが23年度にお

きまして9億598万2千円の予算計上をさせて頂いております。以上、歳入歳出共に一般会計におきましては36億6,600円となっておりまして、今後本会議の中において性質別、そういった具体的な内容についてはご説明申し上げていきたいと思いますが、全体としては人件費、先ほど述べたとおり退職の関係、新規採用、そういった形の差額等によりまして、また加えまして人勤に伴う手当の削減によりまして、当初計上では対前年度比90.1パーセントという形になってございます。また、物件費関係につきましては、特に燃料費の高騰等が見られますが、継続的な経常経費の見直しによって97.7パーセント、大体ほぼ前年度と同じような予算計上になっているということをご承知頂きたいと思っております。

続きまして、5ページをご覧頂きたいと存じます。5ページにつきましては、地方債の借入計画となっておりますが、当初予算におきましては臨時財政対策債並びに新しい過疎計画の中において、それぞれのソフト事業が一定の要件によって対象となっている。22年度の第7号補正でも先ほどの部分の説明をさせて頂いて、今年度からソフト事業についても起債の発行が可能となっております。さらに要綱等の見直しの中で、従来対象としていなかった建物等の除去事業も一定の要件の中において可能性が出てございましたので、当町においてはそういった申請も行っていきたい。そういった中におきまして、当初におきましては1億6,170万円を予算計上させて頂いたと存じております。

4点目の、ことしの主な事業でございますが、それぞれの具体的な内容については、後ほど所管より説明があるかと思っておりますので、内容については省略をさせて頂きたいと存じます。

8ページをご覧頂きたいと思っております。指定管理の関係でございますが、23年度におきましても指定管理については7施設を継続して参りたい。その内、JA清里に指定管理しています穀類乾燥調整施設並びに緑清荘については、それぞれ委託料など、そういった予算編成になってございます。2につきましては、各施設の維持管理経費の具体的な物件費等の内容、それと使用料の内訳となっておりますので、9ページまで給食センターまで記載がございますので、後ほどご覧頂きたいと存じます。

10ページをご覧頂きたいと思っております。10ページから14ページにつきましては、それぞれ特別会計の概要について記載をさせて頂いております。具体的内容については、後ほど所管の課より説明を申し上げたいと思っております。

こういった前提に立ちまして、全体的な23年度清里町の財政状況がこのような形になってございます。それが15ページ以降の資料になってございますが、主な点のみご説明を申し上げます。17ページをお開き頂きたいと存じます。各会計予算の推移となっておりますが、一般会計につきましては、先ほど述べたとおり骨格予算に伴いまして、近年一番コンパクトな予算36億6,600万円と非常にコンパクトな当初予算になってございます。特別会計につきましても、下の表のとおりでございますが、ほぼ横ばいで、焼酎がかなり大きく減らし、さらに老人保健関係については廃止と、こういった内容になってございます。18ページ、一般会計の歳入の状況でございますが、地方交付税の占める割合が一番高く20億9,500万円。以下、諸収入、町税という順になってございまして、町税については4億強というふうになってございます。依存財源、自主財源の割合でございますが、当初予算ベースにおきましては、自主財源は28パーセントの構成比率となっております。19ページをご覧頂きたいと存じます。4番目の23年度の一般会計予算歳出の款別の順位でございますが、骨格予算編成に伴いまして公債費が一番多く、次いで総務費、このような内容になってございます。20ページをご覧頂きたいと存じます。5番目の町税の推移と内訳でございますが、ここ数年当初予算ベースで4億円が一つの目安となっ

てございまして、後ほど町民課から説明があろうかと思いますが、町税のうち町民税が約1億9千万強、その内個人住民税につきましては1億8,100万。法人住民税は引き続き厳しい環境の中において1,400万円台となっております。また、個人住民税の内訳でございますが、給与関係者が約1億2千万強、農業関係が3,800万、営業関係が400万、そういった内訳でございます。また固定資産税につきましては1億7千万強の当初予算計上で、合わせて総体として町税収入は4億560万1千円を予算計上させて頂く、こういった内容になってございます。

21ページをご覧頂きたいと思えます。地方交付税の全体的な流れでございますが、先ほどご説明したとおり23年度におきましては、地方交付税ベースでいきますと20億9,500万円。臨時財政対策費を加えますと22億3,700万円という形の中で、骨格予算に伴い一部保留はしてございますが、ほぼ最終的には22年度の決算並みになってくるのではないかと予想してございますが、これも後ほどご説明申し上げますが、国調人口の反映等、そういったことも勘案した場合については今後かなり厳しい状況が当然想定されると、このように認識をして今年度予算はかなりコンパクトな歳入を見ながら、厳しい見方をしながら計上させて頂いている、このようにご理解を頂きたいと存じます。

飛ばしまして24ページをご覧頂きたいと存じます。町の基金残高の推移でございますが、先ほどご説明したとおり、平成22年度末において約32億を見込んでおりまして、23年度末におきましても当初予算ベースで考えますとほぼ同額傾向で推移するのではないかと、このようになりまして、下の方に各種類別の基金の残高でございますが、財調・公共がほぼ10億弱、減債が7億6千万、このような年度末の状況になって参ります。

続いて25ページをお開き頂きたいと存じます。地方債の推移、償還状況でございますが、平成20年度が15年度を除き、計上年度では一番ピークでございまして、年間における償還額は10億を超えてございましたが、若干減る傾向で、23年度当初におきましては9億6千万弱の計上になってございまして、逆に当初の借入1億6,170万、こういった差額額を元金及び利子の関係での減、このような推移になってくる。従いまして、下の表でございますが、一時15年16年につきましては大型事業等を実施してきた経過の中で償還が非常に多い、さらには残高の多い状況でございましたが、100億を超える残高でございましたが、ここ数年、財政的な見直し等も含めながら、その結果総体としては22年度末で約80億台の後半、そして23年度におきましては末の見込みでございますが80億を若干上回るかなと。ここ2、3年の5ヵ年計画で今、地方債の圧縮計画を進めてございまして、近年中に70億の前半ぐらいまで何とかしっかりと持っていく、このようなことも考えてございます。

以上、23年度の予算の概要についてご説明申し上げました。それぞれ詳細については今後担当課よりそれぞれご説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長

それでは、23年度の清里町予算の概要についてということで説明頂きましたが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

委員長

それでは続いて、一般会計当初予算の主要施策事業ということで、お願いいたします。

総務課長

続きまして、お手元の議案の3ページをお開き頂きたいと存じます。総務課所管の主要な事業について概要を簡単にご説明申し上げたいと思います。財産管理費におきましては、減債基金の積立という形の中で、老健のオーバーフロー分について継続的な積立を行っていく。4,558万6千円を当初計上させて頂いてございます。4目の広報費につきましては、町勢要覧の作成という形の中で22年度、今年度から2ヵ年計画で実施をして参ってございますので、要覧の発行等に要する経費140万円を当初計上させて頂いてございます。また10目札弦センター費につきましては、今後6月以降政策予算として建物の建築経費、こういったものが予算計上されますが、前さばきとして除去、取壊しの経費として1,750万円を計上させて頂いている。また財源としては、今後地方債の発行について道の方と協議を行って参りたい、そういった形になってございます。16目行政情報システム管理費・光ブロードバンド管理事業について、ほぼ今月いっぱい事業が完了し、4月以降利用が可能となって参りますが、その管理経費として473万4千円、保守の委託料さらには電柱、管路、土地等の使用料、修繕的な経費として70万、合わせて473万4千円を計上させて頂いてございます。歳入につきましては全てNTTへの情報通信網の貸し出し料金、使用料。町が所有者になりますので、これをNTT東日本に貸し出すことによって全て賄っていきたくてこのように考えてございます。なお、現時点における申し込みについては町内で約400件を超えている、このように伺っているところでございます。続いて6項の選挙費の関係でございますが、それぞれ統一地方選挙に伴いまして、知事、道議、町長、町議選挙が行われますので、一部22年度で執行する分は計上させて頂いてございますが、23年度執行分としてそれぞれ記載のとおり280万円及び593万9千円を予算計上させて頂いております。以上、総務課所管分の主要施策についての説明とさせて頂きます。

委員長

只今、23年度一般会計の総務課の関係について説明を頂きました。委員の方、何がございませんでしょうか。

委員長

無ければ次に移らせて頂きたいと思います。総務課所管の規約の改正ということで、説明をお願いいたします。

総務課長

総務課からは今回の定例会におきましては、6点の規約の変更、さらには条例の改正を提案させて頂きたいと思います。それぞれ内容については、所管の主査、総括主査、主幹よりご説明を申し上げます。

総務G主幹

それではまず1番目といたしまして、斜里地区消防組規約の変更についてご説明いたします。今回の規約変更につきましては、斜里地区消防組合議会の定数及び各町議会選出の消防議員の定数を変更するものでございます。地方自治法第286条第1項及び第290条の規定によりまして、一部組合の規約を変更する場合におきましては、関係する地方公共団体の協議及び議会の議決を要するものとなっておりますので、今回議案の提出をさせて頂くものでございます。4ページの新旧対象表をご覧ください。第5条第1項において、定数を12名から9名に変更すると共

に、第5条第2項において、各町の議会選出の議員の数を各々4名から3名に変更するものでございます。また附則によりまして、北海道知事の許可のあった日から規約を施行いたしまして、平成23年5月1日より適用するといった変更内容となっております。以上でございます。

総務G主査

続きまして、(2)(3)これらの規約の変更につきましては関連がございますので一括で説明させていただきます。議会への上程理由は、只今主幹からありました(1)と同様の理由でございます。これら2件の規約改正は、いずれも広域紋別病院企業団の新規加入に伴う一部改正でございます。5ページの北海道市町村総合事務組合規約の変更後、別表第1及び別表第2の構成団体に新たに加えます。同じく6ページの北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更後、別表第1の構成団体に新たに加えます。なお、附則はいずれも施行月日を総務大臣の許可の日からと定めております。以上で説明を終わります。

総務G主査

それでは、私の方から(4)清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、(5)町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

はじめに、清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。本件につきましては、昨年8月の人事院勧告により、育児休業等に関する法律の一部改正が行われておりまして、一定の非常勤職員について子が1歳に達するまでの間育児休業が取得できるように措置されており、また、3歳に達するまでの子を養育するため1日に2時間を超えない範囲内で育児時間を取得できるなどの改正が行われておりますので、本町の条例につきましても同様の改正を行うものであります。7ページをお開きください。第2条第2号の次に第3号を加え、該当となる非常勤職員の範囲を規定いたします。次のページ、第2条の2では、育児休業法第2条第1項の条例で定める日を規定するものであります。同条第1号では、同条第2号及び第3号に規定する場合を除いて養育する子の1歳到達日までとし、第2号では非常勤職員の配偶者が育児休業をしている場合、1歳2ヶ月までの間において、最大一年間の取得が可能となることを規定するものであります。第3号におきましては、当該非常勤職員又は配偶者が育児休業を取得した場合、当該子が1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業が取得できることを規定するものであります。次のページ、下段、第3条につきましては、育児休業法に定める特別な事情について規定しており、第5号の次に第6号及び第7号を追加するものであります。第6号につきましては、先ほど説明いたしました第2条の2第3号に該当する場合を、次のページ、第7号では、育児休業をしている非常勤職員が任期を更新され、引き続き特定職に採用された場合について規定しております。第19条につきましては、部分休業をすることができない職員の規定。第20条は、部分休業の承認について、それぞれ記載のとおり改正するものであります。11ページの附則につきましては、施行日を平成23年4月1日からとするものであります。なお、本条例の改正に併せまして、規則につきましても関係する部分につきまして改正をして参りたいと考えてございます。

続きまして、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。12ページをお開きください。まず、給与からの控除についてでございますが、これにつきましては、地方公務員法に基づきまして、今回本町の条例の整備をするものであります。第6条の次に第6条の2を加え、給与から天引きできる項目について記載のとおり第1号から第7号

までを規定するものであります。次に、施行期日を定める附則第1項中、ただし、第2条の次に、及び附則第4項を加え、第3項の次に、第4項平成23年4月1日における号俸の調整を規定いたします。これによりまして、平成18年度から平成21年度までの給与構造改革期間中に抑制されてきた43歳未満の職員の昇給分について、平成23年4月1日において1号俸につき回復を行うことということを規定するものであります。附則につきましては、施行日を規定しております。以上で説明を終わらせていただきます。

企画財政G総括主査

それでは、私の方からは清里町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。国の医療制度改革の一環といたしまして、2006年公布の健康保険法等の一部を改正する法律において、法律名をそれまでの老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に変更されております。また、内容が全面改正されまして、老人保健制度から後期高齢者医療制度に改められることになりました。このような制度の移行に伴いまして、老人保健特別会計の設置をする必要性が無くなったことから、特別会計条例を今回一部改正するものでございます。資料の14ページをご覧ください。第1条第3号にあります、老人保健特別会計 老人保健医療事業を削除しまして、第4号を第3号に、また第5号を第4号に改めるものでございます。また附則といたしまして、第1項に施行期日を平成23年4月1日と定め、第2項におきまして、老人保健特別会計の平成22年度分の収入支出及び決算については、なお従前の例によると定めておりますが、第1項の附則のみでありますと収入支出とも3月31日までとなるものを、平成22年度の出納閉鎖期間を5月末日までとし、決算の報告についても他の会計と併せて今までどおり延期するものでございます。以上が清里町特別会計条例の一部を改正する条例の内容説明でございます。

委員長

只今、規約、条例の改正についてということで6点ありました。これについて何かございましたら、質疑を受けたいと思っております。

(「なし」との声あり)

委員長

いいですか。それでは次に移らせて頂きます。でございますが、清里町過疎地域自立促進市町村計画変更についてということでお願いをいたします。

総務課長

それでは、の過疎地域自立促進市町村計画変更についてのご説明を申し上げたいと思っております。お手元の議案の15ページをお開き頂きたいと思っております。本計画の変更につきましては、23年度の事業を実施するのに当たりまして、緑地区の地上デジタル放送の難視聴地区解消、こういった形の中におきまして当初予算において共聴施設の実施設を、さらに今後実施設計に基づく施設の整備、こういったものを補正等の中で検討していきたい、そういった前提に立ちながら、それに伴う過疎債の充当、こういった形で財源担保を行う、こういったことで変更の提案をさせて頂く、こういった内容になってございます。2点目でございますけれども、ご存知のとおり新しい過疎地域自立促進計画におきましては、過疎地域自立促進特別事業という形の中で、ソフト事業の対象となつてございました。その一連の流れの中で11月末から12月にかけて新しい要綱、考え方が示され、従来は対象となつていなかったある一定の公共施設等の除去、取壊し、

こういったものが過疎地域の自立促進に資するものであるという、ある一定要件の中で過疎債の対象とすることができる、そういった方向性が打ち出されましたので、出来る限り財源的な確保を図るべく、今般今後予定されている当町におきましては当然札弦センターでありますとか、今後時間をかけながら統合された学校の跡地ですとか、そういったものを十分検討していく、こういった必要性が23年度以降に生じますので、その前さばきとして計画の上に反映されるべく今回提案をさせて頂きたい、かように考えてございます。なお、本件につきましては北海道との事前協議が前提になってございまして、事務的には今現在事前協議中でございますので、今後若干、本会議においては条文の表現文章の中身について手を加える必要性が生じることもあるということ、そういった中身においてご理解を賜りたいと考えてございます。具体的な変更の内容については、担当の主査よりご説明を申し上げます。

企画財政G主査

清里町過疎地域自立市町村計画の変更について、ご説明をいたします。当計画は昨年8月に平成22年から27年までの計画を策定しておりまして、北海道の事前協議を経て、昨年9月の議会におきまして議決をいただいております。今回、平成23年度当初予算にかかる事業について、過疎債の申請、発行が予定されることから、所定の項目におきまして北海道との事前協議を経た上、議会の議決を求めるものでございます。15ページの資料をご覧ください。新旧の表ということになってございますけれども、内容としましては、当計画書の18ページの中に(5)ということで、電気通信施設等情報化施設を過疎事業として扱いますという項目がございます。この中で現在は防災関係、それからその他ということで、情報通信施設の関係を現在計画書の中には掲載してございます。先ほど課長の方からも説明がありましたが、右の方の変更後でございますが、その間という形に項目上はなりますが、テレビジョン放送等難視聴解消のための施設という項目がルール上ございます。これを先ほど説明がありましたが、緑地区の地上デジタル放送無線共聴施設整備事業を掲載しているという形でございます。事業主体は町ということで追加するものでございます。次に中段にございます3の生活環境の整備でございますが、こちらにつきましては同じく本計画書の20ページそれから22ページの部分を改正しているということでございまして、その中で(1)の現状と問題点というところの文章表現がございます。その中に現行は から までございまして、 の追加としまして公共施設等の経年対策という表現を用いてございます。こちらの方ですけれども、経年によりまして故障ですとか、若しくは除去の関係、旧施設の関係の解体撤去の関係を行うというような表現を記載しておりまして、その次に参りますが(2)その対策ということで、同じく現行が から までございますので、 といたしまして経年対策の実施ということでございます。施設の補修の関係が出来るようにまず追加をしてございます。そしてこの部分でございますけれども、除去を行わなければならない施設につきましては、解体撤去それから跡地整備等を過疎計画の中で盛り込みますということを追記させて頂いております。併せて22ページの方は事業関係の列記でございまして、過疎地域自立促進特別事業、いわゆるソフト事業の部分の提示でございます。その中で末尾の部分でございますけれども追加をさせて頂く。併せて補修事業が一つ、それから解体撤去事業ということで表現を記載させて頂いてまして、町の方で実施をしていくということでございます。以上で説明を終わります。

委員長

それでは、過疎地域自立促進市町村計画の変更ということで説明を頂いたところでございます。

何かございませんでしょうか。

加藤委員

今の過疎地域自立促進計画のテレビの難視聴の緑の件。件数的にはどのくらいの量になるのかお聞きします。

総務課長

所管課が町民課となっておりますので、所管の委員会の中でご質問等を頂ければ大変ありがたいとこのように考えてございます。

委員長

よろしいですか。

加藤委員

はい。

委員長

他にございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

無ければ次、 札弦センター整備事業についてということで、お願いいたします。

総務課長

それでは の札弦センター整備事業についてご説明いたします。お手元の審議資料の16ページをご覧頂きたいと存じます。先の第1回の常任委員会におきまして、それぞれ平面図と配置図をお示した中において、委員各位からそれぞれ助言などお示し頂いた傾向を踏まえた中において、1月の段階におきまして札弦地域活性化推進協議会、さらには消防関係の施設も関連するという中で消防団との協議、主体的な協議をさせて頂いております。その後1月の臨時会終了後、任意でございますけれども委員長さんのご配慮によって、両常任委員会、正副議長さんと、地域との協議の経過、さらに現時点における町としての整備の考え方をお話を申し上げて、その後全体的な整備を行って、今日この場でご協議を申し上げていきたい、かように考えてございます。前回委員会以降の調整事項として、まず1点目としては移設をしていく札弦消防署の建物の位置の関係でございますけれども、出入りの関係ですとか、訓練、それから様々な消防の機材のそういった整備ですとか、そういった部分でどうなのかというご意見を頂いておりましたが、最終的には消防団との協議を組みまして、若干後ろに下がっておりましたが、ほぼ札弦センターの後ろ側と同じような、そのレベルまでもう少し前を出した方が具体的な使い勝手が良いという形。それと、前の方を空けることによって、様々な訓練をやる場合の資材の出し入れ、さらにはホース等の格納、そういった色んな一連の訓練を含めた場合においては、そういった若干前に出すことによってスペースを持ちながら、余裕を持つことが団の具体的な活動からはその方が良く、そういったお話にもなりましたし、委員会の中でも同じようなご意見、そういったものを頂いてございましたので、位置の関係、全体的な平面の関係では、そういった調整をさせて頂いているとこ

るでございます。続いて17ページをご覧頂きたいと存じます。具体的な建物の平面の関係については、大きくはトイレの位置の関係が一番奥まった所にある場合については、やはり使い勝手が非常に不便ではないかというご意見を強く頂いてございます。また、同じような意見につきましては地域の方々からも頂いた経過もございます。最後に合わせて全体的な面積の規模の関係についても、人口等の動態の実体化が、そういったことについてもう少しコンパクトな形になっていかないだろうかと、そういったご意見も賜ってきたところでございます。また併せまして、調理室の使い勝手の関係で荷物の搬入と出入りの関係、そういった配慮も必要ではないかと、これは地区の方からも寄せられた意見でございまして、最終的な部分としては図面で見て分かるとおり、トイレを一番奥から中ほどに持ってきている。そして、調理室が奥にいった場合でございますけれども、風除室からの物の出し入れによって、ある程度利便性を確保していく。それから面積的なものにつきましては、全体的な押入れとかそういった構造的な調整を行った結果、前回示したものについては約780平方メートル弱でございますけれども、17ページの右肩にあるように今回全体調整を加えまして759.50平方メートルという形の中で、20平方メートル弱の圧縮を図ってきた。こういった中で前回頂きました各委員のご意見、または地域からの調整点、また消防団のご意見を賜りながら、こういった方向の中で最終的には整備を進めさせて頂きたい、かように考えているところでございます。併せまして、18ページをご覧頂きたいと存じます。交付金事業、併せまして町単独事業の現時点における総体的な予算の概要の中で資料を求められましたので、現在における総体的なものをお示しして参りたい、かように考えているところでございます。一番上の札弦センターに当たります、地域資源活用交流促進施設整備事業の国の交付金の対象の部分でございますが、施工の管理、さらには建設工事費合わせて、現段階では2億6,500万円となっております。その内、国交付金の対象の部分で約1億3,100万円、対象外の部分について過疎債を今後6月補正の中に予定しているものについて1億720万円、一般財源として2,680万円、総体として現時点でございますが2億6,500万円、こういったことを一つの目途としながら実施設計を進めさせて頂きたい、かように考えてございます。また単独事業の部分でセンターに係る部分でございますが、外構全体の工事費で5千万円、備品購入で1千万円、既存施設の解体費、先ほど当初予算でご説明を申し上げましたが1,750万円、合わせまして7,750万円。現時点におけるアウトラインでございますが、原則的には今後道との協議を持ちまして外構工事や既存施設の解体については過疎債の発行、こういったものを道との協議で進めて参りたい。備品や過疎債対象外の分については1,680万円という形の中で、一般財源の充当を今後考えて参りたいと、このように今現時点では検討させて頂いているところでございます。併せまして、消防施設の整備事業でございますが、これにつきましても町単独事業でございますが、中央防災施設でございますので過疎対象事業となり得ることから、今般実施設計、6月以降になりましようけれども200万円、建設工事費で約3千万、既存施設解体で390万円、3,550万円を一つの目安としながら過疎については3,195万円、一般財源としては355万円、総体で3,550万円。交付金事業、センターの単独事業、消防施設の単独事業、合わせまして現時点においては3億7,800万円の総体的な予算の規模を想定して、今後の具体的な検討を図って参りたい、かように考えてございます。財源的な形でございますが記載のとおり国交付金の概算額で1億3,100万円、過疎債の予定発行概算額が1億9,985万円、一般財源で4,715万円、合計概算額が先ほど述べたとおり現時点では3億7,800万円。これを一つの目途としながら、今後慎重な検討を加えさせて頂きたい、かように考えてございます。下の方に印で記載をいたしてございますが、実施設計前における概算による数字でございますので、当然今後

最終的には実施設計後の精査、こういったものを図っていく必要性もございますし、過疎債につきましては今後先ほどの議案の中におきましても、上記の経費について北海道との協議を進めていると申し上げましたが、北海道との協議によることを前提、さらに過疎債充当につきましては原則現在は100パーセント充当、残りについてはOKと出てございますが、リスク回避も含めて現段階においては国交付金事業については80パーセント充当、町単独では90パーセント充当で試算を加えているところでございます。こういった内容で今後ある部分については政策予算になりますので、6月以降の政策的な補正計上ということになります。こういった一つのアウトラインを目安にしながら、今後事務的な整理を行って参りたい、かように考えてございますので全体事業の推進について、ご理解を賜りたいと思います。以上、説明とさせていただきます。

委員長

只今、札弦センターの整備事業について説明を頂きました。委員の方で何か質疑があればを受けさせていただきますと思いますが。

加藤委員

17ページの施設の平面図ですが、これ位置的に考えますとロビーの位置が西側っていう、北西という感じぐらいのロビーでいく形になるかと思うんですが、むしろこの部分をもっと狭くして、この廊下の部分を広く取るといったスペースにした方が良いような気がするんですけども。ロビーの部分が約6メートルある。西よりも北側状態の形になってくる。それよりも、むしろそれでいくのであれば、風除室辺りから真っ直ぐにして、逆にこの廊下辺りを広くスペースをとった方が、使いやすくなるような気がするのですが。この辺の検討っていうのはこれで十分だっというように理解されているのかどうか。

総務課長

十分検討させて頂いた結果、使い勝手や光の方向、そういったものを含めて有効面積の活用などを含めながら十分協議をさせて頂いた形の中で提案させて頂いている、ご説明させて頂いている、このようにご理解頂きたいと思います。

加藤委員

どこから見ても西、北にロビーなんでガラス張りになってくると思うんですけど、西日の部分だけで、この建っている場所では最善だということなら良いんですが。むしろ非常に廊下が狭いような気がするんですがね。

委員長

あと他にございませんでしょうか。

議長

確認だけしておきたいのですが、スケジュール的にですね、旧施設の解体はできれば後ろの方に新施設を造って、出来たら壊すと。従来の消防施設及び札弦センターはそのまま使いながら工事を進めていくのでしょうか。

総務課長

前回の委員会でご説明したとおり、消防施設については今の施設を使ったまま行っていき、新しい施設が出来た段階において、消防施設については当然取り壊していく。それから札弦センターについては、札弦トレーニングセンターを仮支所として使用しながら、今回当初予算において除去経費を計上させていただきましたので、前さばきとして取り壊しを行っていくというふうにご理解を賜りたいと思います。

委員長

よろしいですか。

議長

はい。

委員長

他、よろしいですか。

田中委員

16ページの駐車場の外構整備について、全面舗装ということなんですか。

総務課長

現在のこういった図面においてはそういう方向の中で進めておりますが、現実的に水はけの関係ですとか有効面積、これについては実施設計、6月の段階でさらに十分に検討させていただきたいと、かように考えてございます。

委員長

よろしいですか。

田中委員

はい。

委員長

あと他、無ければ次に入りたいと思いますけれども。

(「なし」との声あり)

委員長

次、でありますけれども、平成22年国勢調査速報の公表についてということで、説明お願いします。

総務課長

議案19ページをお開き頂きたいと存じます。22年国勢調査、10月1日を期日として実施しておりますが、既に新聞等の中において速報値の公表がされているところでございますが、具体的に当町における実態、そういったものについてご報告を申し上げたいと存じます。具体的な

内容につきましては、担当の主査よりご説明申し上げます。

企画財政G主査

それでは平成22年度国勢調査の速報の關係をご説明いたします。国勢調査につきましては、昨年平成22年10月1日の調査期日を持ちまして、調査の方が既に終了してございます。対象につきましてはこちらにありますとおり国内に常住する全ての人ということでございまして、調査票につきましては20項目の調査となっております。2番目に参ります。速報値の關係ですが、新聞報道で今月の15日に公表が行われまして、新聞報道等でも管内の状況が記載されたところでございます。内容につきましては人口と世帯数のみが速報値ということで載せてございます。また、この経過を持ちまして、2月25日、今週末でございすけども、総務省の方でも全国の速報値の公表が行われるというスケジュールになってございます。中ほどにございすけども、清里町の速報値といたしましては、人口が4,552人、世帯数としましては1,784世帯ということで速報値が出されているところでございます。下段の方には過去2回、10年前にまたがりますけれども、12年、17年のそれぞれの国勢調査の数値、人口世帯、そして22年実施のものということで表になってございすけれども、それぞれの増減値がございまして、17年度調査からいきますと9.4パーセントの減という形で書いてございす。3番目でございすけども、今後の公表予定でございすけれども、20項目の調査内容が公表されていくという段階になりますが、本年10月頃までには人口等の基本集計ということで、世帯構成ですとか年齢構成、高齢化率等も含めました数値關係が公表される予定でございす。また産業、就労關係につきましては24年4月頃ということでございす。最終的には25年10月ぐらまでには全ての項目においての詳細な公表がなされるということで、総務省の方から出ておりますので、この場でご説明しておきたいと思ひます。以上でございす。

委員長

只今、国勢調査の速報の公表ということで説明がございました。何かありませんか。

委員長

無ければ次、その他ということで。総務課全般に無いですか。無ければ終わらせて頂きます。どうもご苦労様でした。

委員長

それでは、生涯教育課より説明をお願いします。

生涯教育課長

それでは生涯教育課所管分の23年度一般会計予算主要施策事業につきまして、それぞれ担当主幹及び総括主査より、説明をさせていただきます。

学校教育G主幹

それでは資料の20ページからになります。学校教育グループの関連のものについてご説明いたします。予算の科目の事業ごとにご説明いたします。まず、教育委員会費の子育て支援専門員配置事業でございすけども、現在配置しております子育て支援教育相談専門員を引き続き23年度

も配置するものであります。また、これにつきまして事業費の経費として180万円ほど見込んでございます。一般財源になります。現在、教育相談と子育て支援等々利用される保護者の方もいらっしゃるにしまして、支援の充実を図りながら配置して参りたいと思います。次に幼稚園就園奨励費補助事業でございますが、これは私立幼稚園に就園する児童保護者に対して就園奨励費の補助をするものでありまして、国の基準におきまして、所得の段階、町民税非課税世帯ですとか段階に応じて、国の補助基準に基づきまして補助するものであります。その経費として358万8千円ほど見込んでおります。予定対象人数につきましては38人を見込んでおりますが、これからの就園人数によって増減変更いたしますので、ご了解を頂きたいと思います。国の補助金としまして幼稚園就園奨励費補助金、これは3分の1相当額になりますが、国の予算の範囲内で増減されますが83万7千円ほどを見込んでおります。幼稚園運営費補助事業であります。これは幼稚園の運営に対する補助金であります。従来から要綱等を定めまして人件費2名相当額という形でやらせて頂いておりますが、人件費そのものを積算して補助するものではなく、額で園の運営、施設の改修等の経費ということで私立幼稚園に運営費の補助をするものであります。次に遠距離通学バス業務委託事業であります。これは現在運行しております中学生の通学バスと住民の方の乗り合いバスの運行に対する委託事業であります。今年3月31日をもって閉校となります江南小学校、新栄小学校の児童の通学手段としてもこのバスを利用することを可能としておりますので、若干の利用人数が小学生、中学生が増えて参ります。路線につきましては、路線バスも兼ねております緑線、札弦方面線と、通学手段となります江南、上斜里方面となります。また、一般乗合い料金につきましては町内一律どこに乗っても200円となっております。小中学校の遠距離通学費補助事業であります。これは従来から片道4キロ以上を通学している児童・生徒に対して補助をしているものであります。今回、昨年より江南、新栄小学校の児童が通学を利用される訳で、合わせまして12名ほど従来よりは該当する家庭が増えて参ります。費用額として136万1千円ほどを予算計上いたしております。次に、清里高校総合支援対策事業費補助事業であります。従来から平成16年から総合対策事業として実施しております。また、平成21年度からは地域キャンパス校となったことから、特色ある教育活動の支援活動を実施しておりますが、本年も引き続き実施するということで700万円ほど予算計上いたしております。事業の内容といたしまして、進路指導強化対策費補助事業で250万円、これは従来の資格取得、模擬試験等の費用に対する経費、高体連・高文連等の出場参加経費補助、さらに新たに本年度23年度から特色ある学校づくり推進事業ということで、新たな事業メニューを増やしております。これで100万円、合わせまして700万円の予算措置をするものであります。次に新規事業といたしまして、特別支援教育支援員配置事業であります。各学校におきまして障害の有する方、例えば学習障害、注意欠陥、多動性障害など特別な教育的な支援を必要とする児童、生徒の在籍する学級に支援員を配置し、教師の補助、対象児童の補助、学校行事等の介助などを当該学級の円滑な運営を促進するものであります。費用といたしまして225万1千円ほど予算計上させて頂いております。次に、小学校費の学校プールの整備事業であります。現在緑町小学校と光岳小学校のプールの上屋シートが購入後年数が経過してありまして、劣化等によりまして昨年のプール使用後取り外した時に明年度の使用が不能だということで、劣化で破れやすくなってありまして、それぞれの学校のシートを交換し、教育環境を整備するものであります。両校合わせまして600万円ほど予算を計上いたしております。次に21ページをお開きください。中ほどの図書館費の関係についてであります。これは図書の購入事業であります。通常購入しております図書館の蔵書の分でございます。予定冊数は2,250冊を予定してありまして、費用は360万

円ほどを予算計上させて頂いております。最後に下の段になりますが、小学校、中学校、社会教育費の図書館の関係で、光をそそぐ交付金「知の地域づくり事業」という形ではありますが、今年の1月の臨時議会におきまして地域活性化交付金事業関連で、ふるさと基金の方に23年度からの2カ年事業という形で基金の積立を議決頂いておりますが、これに基づきます2カ年事業の初年度の23年度の事業になります。これは、学校図書館の図書の実と図書館の蔵書の購入、臨時職員の雇用となっております、図書館の方では先ほどの蔵書分にプラスいたしまして200万円、臨時職員の雇用として250万円、小中学校4校に対する学校図書室の蔵書の購入として200万円、合わせまして650万円の予算計上をさせて頂いております。財源は基金となります。引き続きまして、社会教育グループの総括主査の方から説明いたします。

社会教育G総括主査

私の方から社会教育の部分につきまして、主要施策を説明させて頂きたいと思っております。21ページ上段からになります。社会教育費・社会教育総務費であります。外国人英語講師招へい事業でありますけれども、これにつきましては総合的な学習の時間の取組みとして国際理解教育や小中高生の英語教育を推進するための講師を雇用するものであります。小学校160時間、中学校200時間、高校40時間を予定しております、他にも幼稚園や保育所にも招く予定でありますし、社会教育事業にも参画をして頂く予定でございます。事業費につきましては335万9千円を予定しております。続きまして、生涯教育費・プラネットステージ公演事業補助であります。広く町民に対して優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するものでありまして、本町の文化振興を図るものであります。公演回数につきましては2回の公演を予定しております。事業費につきましては250万円を計上するものであります。続きまして、清里セミナー事業であります。協働の町づくりを支える人材育成を図るため、講演やグループワークによるセミナーを開催するものであります。事業費につきましては84万2千円を計上するものであります。生涯学習総合センター費であります。子育て支援学童保育事業でありますけれども、これにつきましては保護者が就労等によりまして保育に欠ける低学年児童を対象に、放課後、土曜日の学童保育を開設するものであります。保育予定人数につきましては今年度から新栄と江南の小学校が清里小学校に統合になることから70名を予定しております。保育の予定日数でありますけれども250日を予定しております。事業費の内訳でありますけれども国の放課後児童健全育成事業費補助金が181万2千円、学童保育料の負担金としまして各保護者の方からですけれども130万円を見込んでおりまして、事業費594万7千円の内、一般財源は283万5千円でございます。続きまして、生涯学習活動車運行業務委託事業であります。これにつきましては社会教育団体活動の支援や生涯教育の推進を図るため、生涯学習活動車、いわゆるバスの運行を行うものでありまして、1,168万5千円を計上するものであります。一つ飛ばさせて頂きまして、保健体育費であります。体育施設の管理運営事業であります。トレーニングセンター、町民プール、札弦トレーニングセンター、スキー場の管理に係るものでございます。中身につきましては、広く町民の健康づくりを推進するとともに、スポーツ活動を振興するための体育施設の運営管理を行うものでありまして、清里トレーニングセンター管理につきましては958万6千円、町民プールにつきましては889万4千円、札弦トレーニングセンターにつきましては134万9千円、スキー場管理につきましては1,427万7千円で、事業総額が3,410万6千円でありまして、使用料は277万5千円を見込むものでございます。以上です。

委員長

それでは23年度の一般会計予算、生涯教育課から説明をいただきました。何か委員の方で質疑がありましたら受けたいと思いますけれども。

田中委員

20ページの高校の支援に対する事業なんですが、キャンパス校になりまして生徒数も少なくなって、部活だとかにも支障がきて団体の部活が組めない。そういった中で部活外でそういった協会だとか少年団だとかで、剣道だとかスキーだとかの高体連なんかに出場する場合のその経費というのは、それはどうなっているんですか。

生涯教育課長

その経費につきましては、部活あるなしに関わらず高体連というくりの中で、必要に対する補助を行っているものです。

委員長

他にありますか。

勝又委員

間連で清里高校のことでお聞きしたいんですが、今年度から特色ある学校づくりということで100万の事業費が組まれている訳ですが、この中身と言うか、具体的にはどのような部分のものなのか、考え方をお聞きしたい。

生涯教育課長

高校支援対策事業につきましては平成16年から実施しておりまして、当初は教科書購入ですとか制服、あるいは交通費助成という事業を行って参りました。それにつきましては見直しを行いまして、平成22年度をもちまして最後の3年生の分の助成が終わりました。今後につきましては道からの高校配置計画も示されている中で、キャンパス校としての存続というところを重点的に行っていくということで、単なる費用的な助成から、学校の魅力、特色を出していきまして、それによって生徒を集めていきたいということで、新たに特色ある学校づくり推進事業ということで予定をしているところでありまして、その内容につきましては具体的には今後清里高校の校長先生等とも詰めていくこととなりますけれども、例えば夏休み、あるいは冬休み中の受験対策のための集中的な講座を開催し、それに係る講師を招へいしたりですとか、従来からモトエカ町との交流に基づく英語活動教育を推進しております。そういった部分ですすね、積極的に高校独自でもってモトエカ高校との交流をしながら、今以上に英語教育に力を入れていきたいというようなこと。あるいは先ほど田中委員からもありましたクラブ活動につきましても、なかなか指導者が先生も少なくなっているということで、指導者がなかなか見つからないということもございまして、例えば地域の人材を活用した中で、そういった方々に対しましてボランティアを主としながらも全く無償でということにもなりませんので、そういった部分に活用していきたいということで、今考えているところでございます。

勝又委員

今、色々な感じで考えられるようなものを挙げられていたんですけども、おそらくそれらを全部となると100万というお金では足りないのではないかなと思うんですけども、そういう意味では高校の先生とよく協議した形の中で取り組んで頂きたいと、このように思います。

生涯教育課長

この事業につきましては、総体で700万円という予算を組ませて頂いております。その中の運用の中で、例えば今申し上げました事業について需要が非常に高いということであれば、この予算の全体の範囲の中で運用をしていきたいというふうに考えております。

委員長

他、ありますか。

中西委員

保健体育費のところちょっとお聞きしたいんですけども、トレーニングセンター費の中で一緒になっているのかが分からないんですが、スケートリンクの造成と管理の費用っていうのはどこに出てくるのですか。

生涯教育課長

保健体育費の目の保健体育総務費の方で造成部分並びに管理委託ということでの予算措置をされております。各トレーニングセンター、町民プール、スキー場となりまして、保健体育総務費のそれ以外ですね、スケートリンクの関係等について予算組みされております。ちなみに造成業務につきましては240万円、管理業務につきましては45万ということで、昨年と同額での予算とさせて頂く予定でございます。

中西委員

今、佐野さんがやってくれているんですけども、285万でやってもらっているということですね。その期間だとかは、教育委員会とはいつからいつまでとかって決めているんですか。

生涯教育課長

12月1日から2月15日の間でもって、造成並びに管理委託ということで契約をさせて頂いております。

中西委員

他のトレーニングセンターだとかスキー場のように、スケートリンクは使用料はもらってないんですよ。他の施設っていうのは使用料を納めている形なんですけども、使っている人の期間がどうしても短い。2月15日までなんでしょうけれども、12月1日から造成が始まっているんですけども、出来てくるのが1月に入っちゃって実質1ヶ月ちょっとか、1ヶ月使えるかどうかとところなんだけども。先日もお話をしたんですけども、15日で終わりで使えませんかということだったんで、今年の場合、良く出来たのもうちょっと長く出来ないのかなと。予算があるから無理なのかも知れないけど、せっかく250万かけて使ったリンクでもうちょっと乗れるなら、もうちょっと何とか子供達も一生懸命やって来期に向けて全国大会を目指す子供達がいて

練習したいのであれば、安全性もあると思うんですけども、間違いなく利用出来るのであれば、別に屋根をかけてどうこうしろと言っている訳じゃないので、しばれていれば使えるので。それ以上にお金が掛からないのであれば、ちょっと1週間でも10日でも延ばしてもらえれば、もっともっと滑れる子供が増えるだろうしね。そういうことに配慮できないのかなと思います。確かに無料だから無理だろうと思うんですけども、指導者もそうだし、子供達も寒い中練習して、頑張っている子供達がいるんですから、もうちょっと配慮できないのか。それともうちょっと水のまき方を厚くしたらとけないんですよ。我々がやっている時も水の量が多かったら、下地が良かったら結構とけないで20日頃まで使えると思う。そのようなことの考えはどうなんですか。

生涯教育課長

現在の委託期間12月1日から2月15日ということで、実際に滑れるのが今シーズンも12月30日ぐらいからで、これはその年の天候等にも左右される訳でございますが、業者さんの話によりますと、やはり下地をしっかりと土の段階から作っておくことが後々長く使うための秘訣ということで、開始の期間につきましてもやはり12月に入ったら土を固める作業をしていきたいというお話でございます。また、最後の15日までという部分につきましても、大会等につきましても、町民大会あるいは3町の大会も2月の第1週で終了されるということもございまして、従来より2月15日という日にちを設定されてきた訳でありまして、これも天候に左右される関係で、年によっては10日過ぎれば水浸しで使えないという年もございました。その辺ですね、今後業者の方ともその開始の期間、あるいは終わりの期間につきまして、何とか一部延長も含めた中で予算の範囲の中で委託することが可能かどうかというところは、今後協議をさせて頂きたい。その造成の仕方、手法につきましても、十分検討した中で出来るだけ滑れる部分につきましては長く滑れるような管理の仕方、手法というものを検討して頂きながら運営していきたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

中西委員

課長も知っているとおりに今年は立派に出来て、3町の中でも特に立派に出来て、小清水や斜里からも滑りに来ていたんですけども、今年については15日以降も小清水は20日まで、斜里については傷んで乗れなくなるまで乗せますよということなんですよ。その中でも清里が一番立派に出来ていてどうして滑らせてくれないのという話だったと思うんですよ。だからせっかく立派なリンクを持っているところが小清水とか斜里も状況にもよると思うんですけども、特に今年の場合、3町の大会もあるから立派に造ってもらったんだろうけども、そういう話が随分あるものだから。小清水や斜里はもっと使っているでしょということで。費用とかは小清水とかはどうか分からないけども、小清水はもっと費用は安いとか、斜里は町営でやっているから。その辺なんか他町村とも比較して、立派なリンクを造った時ぐらいは1日でも2日でも滑らせてあげて頂きたいと思います。せっかく造って、一生懸命頑張っている子供達が全道、全国に向けて練習している子供達がいるんですから。そういうことも少し配慮してもらいたいと思いますけどもね。

生涯教育課長

中西委員のおっしゃるとおりでございまして、今年につきましても最終日の15日の日に委託業者の方と相談をいたしまして、1日、2日であれば何とか滑ることも可能であるという話も頂

いていました。その折にその2、3日後の天候なども調査いたしまして、暖気がくるという情報もあり、一部分既に氷が浮いてきている部分があるということで、少年団の方々はスピードを出して滑る中、危険な部分もあると。そういう安全を保障できないということもございましたので、今年につきましては15日で閉めさせて頂いた訳でありますけれども、今後につきましては先ほども申し上げましたとおり、そういったある程度の余裕を持った期間を設定するとかですね、そういったことで委託業者とも協議して参りたいというふうに考えております。

委員長

よろしいですか。

中西委員

はい。

田中委員

せっかくですでお聞きしたいのですが、教育委員会の管轄ばかりではないと思うんですが、通学の通学助成金はそれはそれで良いですけども、今度学校が統合になって、通学路の問題で私も見ると通学路も草がかぶさって、道道なんて町ではないんですが、そこら辺草がかぶさって子供が利用出来るような状況じゃないようにも見えるんですね。それとまた、街灯の問題。それらも個人的にはきっと学校なりに要望はきていると思うんですけども、そこら辺について教育委員会として教育を担当する課としては、どういうふうに考えておられるのか。

生涯教育課長

4月から江南からは5名の児童、新栄からは17名の児童がそれぞれ清里小学校に通学をする。先ほども説明しましたが、バスでの通学ということもありますし、また通学費の補助をさせて頂いて親御さんの送り迎えによって協力をあおぐ訳でございますが、冬場はともかくといたしましても、夏場には当然、場合によっては自転車とかを利用して高学年等は通うという可能性もあるかと思えます。そういったことで確かに現状の道道部分、特に江南方面の道道部分につきましては、歩道の部分が狭い、また草が舗装を割って生えてきているというような状況もございますので、これにつきましては建設課の方を通じまして道の方にも閉校に伴う通学路ということになるということで、引き続き整備を要請して参りたいと。また、草刈等につきましても既に地域の方々にご協力を頂いている部分もございますので、そういったことも引き続きお願いをしながら、子供達の安全確保に努めて参りたいと思っております。また街灯につきましては、現状としましてはそれぞれ市街地から外れてくる部分については、橋のある部分ですとか、あるいはポイント、ポイントの大きな交差点等にしか街灯は設置されていない訳でございます。実際に夏場に暗くなる時間にどれくらいの子供達が帰路に着くのか、家に帰るのかっていうところもあるかと思えますけれども、町といたしましては基本的にはバスを使って頂きたいと考えておりますけれども、状況に応じましてはどうしても危険だというふうなことがございましたら、道道につきましては土現へ、まず街灯、防犯灯の設置要請をして参りたい。また町道部分、新栄の方の2線につきましては町道となりますが、住民活動の方とも協議しながら出来る限り安全確保が図られるように努めて参りたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長
よろしいですか。

田中委員
はい。

委員長
これで終わってよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

委員長
それではご苦労様でした。

委員長
それでは、消防清里分署から3点ございます。順次説明をお願いいたします。

消防清里分署長

清里分署から提出の議案についてご説明させていただきます。まず、説明の前に の斜里地区消防組合規約の変更についてでございますが、先ほど総務課の方からお話があったかと思いますが、案件が重複してございまして、内容説明については総務課所管の条例改正どおりの内容ということでございますので、私からの説明は省略させていただきますので、ご了承頂きたいと思っております。

それでは、平成23年度消防費予算及び昨年までの救急と火災の出動状況についてご報告をさせていただきます。まず3月定例会に提案予定でございます平成23年度消防費予算の概要についてご説明申し上げます。23ページをお開き願います。まず歳入でございますが、清里町負担金といたしまして消防本部費負担金として1,417万2千円ほど予算計上して頂いてございます。清里分署負担金といたしまして常備消防費負担金が1億1,576万3千円、非常備消防費負担金が1,371万3千円をそれぞれ計上いたしてございまして、合計1億4,364万8千円を歳入予算となっております。次に歳出でございますが、消防本部費といたしまして1,417万2千円。内容につきましては本部経費に係る議会費及び本部職員の人件費等、監査委員費等でございます。次に常備消防費でございますが、清里分署費の職員給与、旅費、需用費、委託料、備品購入費等の内容となっております。次に非常備消防費でございますが、清里消防団及び団員に係る経費でございますが、報酬、賃金、旅費、委託料等でそれぞれ1,371万3千円を計上させていただきます。合計1億4,364万8千円を予算計上となっております。次に24ページをお開き願います。平成23年度消防費予算の主な事業内容を一覧表にまとめてございますのでご説明をさせていただきます。まず清里分署費の主な事業でございますが、消防学校薬剤投与講習等入校事業ということで1名分の44万3千円を計上いたします。これは消防学校に入校する訳ですけれども、講習期間が38日間プラス病院の実習もございまして6日間の病院実習を受け、計44日間の学校という事業でございます。薬剤投与について若干ご説明させていただきますが、救急救命士が行う医療行為でございますが、医師の指示を受けて心肺の停止患者等に薬剤とは俗に言う強心剤でございます。それを投与出来る資格を取るために学校の講習を受けて、病院実習を受けて資格を取るという内容でございます。次に、職員用防火衣購入事業といたしまして常備の防火衣でございますが、本年度5名分の80万9千円の予算で購入していきたいと考えてございます。それから

次に職員用防火ヘルメット購入事業ということで、昨年7名分ほど購入いたしまして、本年残った8名分を購入ということで36万円を計上してございます。次に消防自動車タイヤ購入事業につきましては相当年数が経っているタイヤがございまして、経年劣化が激しいという部分もございまして本年1台分の夏冬タイヤの12本のタイヤの更新をしていくということで67万8千円計上させて頂いております。次に無線基地局・移動局再免許申請事業。これにつきましては、5年ごとに免許更新をしなければならないということでございまして、23年度はその5年目に該当いたしますので19局の免許の更新を行っていくということで、経費といたしまして12万8千円を計上させて頂きます。最後に車両積載救助用三連梯子購入事業といたしまして44万1千円、1台分の購入を計上しております。次に清里消防団費に係る主な事業でございますが、分遣所の業務管理事業といたしまして、緑消防施設の業務管理に係る経費でございますが89万円。それから消防団員の研修大会参加経費といたしまして、北海道消防大会参加事業として5名分で15万6千円。それから消防団員幹部の消防学校への研修事業ということで、2名分で12万4千円。それから最後ですが、消防施設消防業務委託事業として、これは札弦分遣所の消防業務管理運営委託経費として89万円。合計206万円を計上させて頂いております。以上が、消防費予算の主な事業となっておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

最後に25ページをお開き願いたいと思っております。過去5年間の救急出動及び火災出動状況につきまして、簡単にご報告をさせて頂きたいと思っております。昨年までの5カ年間の救急の出動件数につきましてはご覧の表のとおりとなっております。昨年は135件ということでございまして、年で多少件数に差はございますけれども、この内大体6割強が急病の搬送となっております。それから火災出動件数でございますけれども、5カ年間の内訳についてはご覧のとおりでございます。特に住宅関係の火災についてはここ数年非常に少ないという状況で、我々としては非常に良い傾向だと考えている訳ですけれども、このような状況になってございます。この中のその他の欄につきまして件数が載っておりますが、これは俗に言う火事騒ぎということで、完全な火災ではない騒ぎの件数ということでご理解を願いたいと思っております。以上、簡単ですが、説明を終わらせて頂きます。

委員長

只今、消防分署の消防の関係の説明でしたが、何かございませんでしょうか。

議長

救急の関係なんです、転院搬送11件。これは清里からどこかの病院に移ったのでしょうか。

消防清里分署長

昨年の11件の内訳でございますが、昨年は1月から3月までは大谷クリニックで、4月以降が今のクリニックきよ里でございますけれども、ケースとしてはうちから運んだのが2件ぐらいですね。あとは斜里に運んでそのまま網走へ転送とか、そういったケースがありますので、ほとんど町外からの転院搬送の件数でございます。地元からの転院搬送というのは1件か2件程度でございます。

議長

転院搬送の中身は分かったんですが、ちょっと今、小耳にはさんでいるんですが、恵尚会では

19ベットの入院をやると聞いたんですが、医師の確保が出来ないということで入院はさせていませんということなんですが、ショートステイで扱っているというお話を聞いております。そのショートステイで預かっている方が体調を崩されるということで、その救急で小清水日赤に搬送しているという噂を聞くんですが、実際そういうような問題があるのでしょうか。

消防清里分署長

実際にごさいました。これにつきましては、ショートステイの関係で、私達は救急隊が出た時は当然医療機関ということで向こうの指示を仰いで搬送する訳でございますけれども、先生に連絡が取れなかった何かでそういうことがあったみたいで、結局小清水の方に搬送したという経過なんですけれども。たまたまその時には主治医が網走の先生で、清里は主治医ではなかったという内部の事情がございまして、救急隊で小清水の方に看護婦さんの方から運んで欲しいということで小清水に運んだという経緯がございまして。

議長

これ確認しておきたいのですが、我々議員ばかりでなく町民にも確認しなければならないと思うんですが、今の署長の話でいきますと、恵尚会の医師にかかっている人については救急を受けると。恵尚会の外来にかかっていない人は受けないよという解釈なんではないでしょうか。

消防清里分署長

救急隊としましては医療機関から搬送する場合は先生なり看護師の指示の下で、我々が動いているという実態がございまして、それぞれの事情が若干分からなかった部分で、若干時間がかかって搬送という結果にはなったのですが、その辺の話はその後搬送が終わった後に話をしまして、クリニックきよ里さんの方もその辺の体制は整えるということで、今後そういうことが無いようにしたいという話はあったんですけれども。入院患者は今ほとんどおりませんけれども、入院患者についても当然同じでございまして、医療機関の方の指示に基づいて救急隊が動くというような体制になってございまして。

議長

これは議会と署長だけの問題だけではなくて、地域医療として首長がどう考えるかという問題になってくると思うんですが、若干危惧しなければならないのが、消防の救急体制の問題が私はあると思うんですね。聞くところによりますと5時以降の救急は受けませんよと。それから土日は受けませんよと。当然深夜も5時以降なんで受けませんよと。尚かつ、5時以前でも外来で通っている人は受けるけれども、外来で通っていない人は受けませんと。そういう話があるようなんですが、その辺の線引きはどうなんでしょうか。

消防清里分署長

クリニックきよ里の院長さんとも2回ぐらいお話をさせてもらっているんですが、昨年の秋から、4月から半年ぐらいは向こうの体制の問題もあって救急は受けられないという状態が続いていたんですが、10月以降から昼間に限っては先生がある程度の緊急の患者であれば診て頂けるということでお話をさせてもらいました。当然今お話がございました土日、夜間帯についてはスタッフがいないので受け入れできないと。それで今経過してるんですけれども、かかり付けの患

者だとか、急に来た患者さんを線引きして診る診ないというようなことは一切私どもも向こうの中ではございませんし、それはいつでも診れる状態であれば診ますということを先生にも言われておりますので、その辺は昼間については私どもも安心している訳ですけれども。また重症患者等についてはここで処置が出来ないということもございまして、その時は他町の方に頼らざるを得ないというのが実態でございます。

議長

ここで結論の出る訳ではないけれども、うちの町としての救急体制を確実にしてもらいたいということですよ。ここでは無理だから小清水へ行けとかね。時間のロスでしょうし。だから清里町として救急体制をどうするんだということを恵尚会の院長とも良く詰めて、しかるべき救急体制というのを作り上げてもらわなければ、町民の生命財産を守るにはいささか不安かなと思います。いかがでしょうか。

消防清里分署長

今の意見、おっしゃるとおりでございまして、現場としては一番悩んでいるのが実態でございまして、体制を確認しながら向こうとも細かい部分を詰めて、何とか地元で受け入れてもらえるような体制を作って頂きたいというのが願望でございまして、その辺ちょっとまだ時間がかかりますけれども、十分協議して参りたいと思っております。

委員長

他、ありませんか。

中西委員

24ページなんですけども、消防費の消防団費についてちょっと聞きたいんですけども、分遣所の業務管理について、緑消防施設業務管理89万と、下の消防施設業務委託事業の委託料、札弦分遣所の施設業務委託89万。これは事業名が違うんだけども、どう違うのか内容が分からないんですが。

消防清里分署長

上の緑消防施設の業務管理ということで個人の方に業務管理をお任せしておりまして、賃金という形で毎月払っているというものでございまして、下の札弦につきましては消防業務の委託という形で、これにつきましては分団の方がメインでありますけれども、防災消防協議会の方に全面的な委託をしているというような実態でございまして、実際にやっている内容につきましては、個人で管理、当然消防署の緊急出動の場合も緑については管理を受けて頂いている方が当然やって頂いておりますし、札弦については同じような管理業務運営全体を協議会の方にお任せしてやって頂いているということで、個人と団体の違いはございますけれどもやっている内容についてはほとんど同じ内容でございます。

中西委員

やっている内容は同じなんですけども、緑は個人でやっているから一個人に89万払うということですね。それと札弦は同じようなことだけでも分団に89万払っているということなのか。

消防清里分署長

業務内容としては、緑については個人ですから頻繁に施設の方の管理なり、消防車の点検ですとかそれらをやって頂いております。札弦は当然団体でございますので、メンバーが回り当番で車両の方を見たり点検したり、施設の清掃だとかをやって頂いております。予算額としては同じということになってございます。

中西委員

分かるんだけど、個人だから89万でいい、分団だから89万でいい。責任の度合いで言ったら、もし緑で何かあったら個人の責任追及とか云々とかは無いのかも知れないけども、札弦は分団で責任取るんだよってということで89万。緑は個人一人でやっているから89万。1年間でしょうね。お任せしましたよという形だと思うんですけどもね。そういうことで理解して良いんですか。

消防清里分署長

何かの時の責任問題とはちょっと置かせて頂きまして、管理そのもの、普段の管理の状況は個人が継続して緑はやっているという部分。札弦については協議会の方が手分けして色んな作業をやっているようなことです。当然緊急時の時は分団員でございますので、当然第一出動になりますし、緑についても本人が元消防団員であることと、その辺は車両等の管理、運転等も全然支障なく第一出動が分団員と一緒に動けるという体制は出来てございますので、その辺では支障がないかなと考えております。ただ、緑地域については皆さんもご存知のとおり、消防団員数がここ2、3年何とか最低人数は維持出来ているんですが、今後の加入団員が見込めない状況も続いておりますので、緑の管理運営についての委託については本来ですと札弦形式のような形で同じように出来ればよろしいのですけれども、なかなか実態としては個人で受けて頂いているのが現状でして、なかなか今後についてもちょっと難しいかなと思っておりますけれども、その辺は今後どういう方法で運営していくかは検討させて頂きたいと思っております。

中西委員

ということは、緑は消防団員だからその消防団員の人に89万。もし札弦であっても分団だから消防団員としては同じなんですよ。内容としては同じ消防団員がやっているの。もし札弦も誰か一人になってしまったらこの金額でということになる訳なんですよ。

消防清里分署長

そうですね。

中西委員

内容は分かるんだけど、事業名が違って同じ89万、89万は分かるんですよ。けども規模的とかそういうものは何か無いんですか。消防団の団員がさっきのお話のとおり緑の消防団員は少ない。札弦は少ないと言えども緑よりは多いというようなことで、交替で出来るのかも知れない。それだからこういう形をとっているのか。今後もこのような形でいくのかも知れないんだけど。これは昨年も同じだったんですか。

消防清里分署長

今の形態は緑は10年ぐらいずっとやってきている。10年過ぎましたか。札弦については17年からこの団体に運営管理をお願いしている。と言うのは、それまでは常駐職員がおりましたので、緑もそうですけども常駐職員が一人いて、あとは何かあれば分団と一緒に出勤するというような体制が出来ておりました。それが職員がこちらに引き上げたというような環境がありまして、運営は協議会の方に任せているということになっております。

中西委員

僕は団員でないから分からないんですが、団員にしてみれば例えば一人でやるとしたら、緑は戸数や面積が少ないからかどうかは分からないけども、緑と札弦は集落的には同じと言えば同じなんです。ですけども責任度合いが、ああいう木材会社があるだとか、色んな事業所があるだとか。じゃあ一人でやれるのかと言ったら、責任分担がちゃんとなっているのか。持ち兼ねるから分団でやっているなら分団で89万で良いのかどうか、懸念するところなんです。高いか安いかは分からないけども、緑で一人で89万と、札弦の分団で89万。名目、事業名は書いてあるけども。この辺はどうなんですか。分署長としてどう考えているんですか。

消防清里分署長

経費の関係についてはなかなか難しいですけども、当然緑の実態も分かってございますし、経費が高いか安いかについては色んな考え方もございますので難しい部分もございまして、今のところ我々が頼んでいる部分では支障がなく推移して、皆さん頑張って頂いておりますので問題は無いと思っておりますけれども、ただ、中西委員がおっしゃられました部分では今後十分検討しなければならない。ちょっと難しいというのであれば、分団の方とも詰めさせて頂きたいと思っております。なかなか私では即答出来ない部分もございまして。

議長

中西委員が聞いているのは業務内容の話をしているんだよ。業務内容が同じだから同じ金額なんでしょ。中西委員は札弦と緑とでは人口などの規模が違うからどうなんだということを聞いている。

中西委員

それも分署長も納得してこの金額でならということであれば。

細矢委員

ちょっと良いですか。分署長ね。説明の仕方にもちょっと問題があると思うんだよね。と言うのは結局、緑の分団とあるいは札弦分団とそれぞれ話し合いをしていると思うんだよね。その上で緑は管理者一人決めて、これ責任まで持つとなったら89万では出来ないと思う。だから緑は緑で一人で、消防団員は何人かいますけども一人でやってもらうようにしますと。そして札弦は札弦で団員がいるからそれぞれ交替でやるようにしますと。で、同じ89万でやりますというふうに話し合いをつけた上でやっているんでしょ。そういうふうに説明すれば良いんですよ。それぞれ分団の事情があるのだから、私はそれで良いと思う。

消防清里分署長

当然、それぞれの話し合いのもとでやっております。

中西委員

それは分かっているんだけど、分署長としてそれは納得して今後もこうなのかってことを聞いている。内容は知ってます。緑と話し合いをしてこの金額が決まっているんですけども、規模的なものとかがあって、これがずっと永遠にできるかどうか、分署長としてどう思っているかということをお聞きしたい。

消防清里分署長

中西委員が今おっしゃられました意見も、私個人としても全く無い訳ではなくて、それで毎年分団の方とも色々和管理運営について話はさせていただきます。なかなか結論としては良い方法が出てこないというのが実態でございます、まだ継続して分団の方とも協議して参りたいと思っています。

中西委員

それでいいです。

委員長

よろしいですか。

それでは、消防の方を終らせていただきたいと思います。どうもご苦労様でした。

委員長

それでは3番目ですけども、次回の委員会の開催についてということで、事務局から。

事務局長

未定です。あとで協議会の中でも出てきますけれども、初議会で常任委員会の構成が出来てからになります。

委員長

それではその他、委員の方向かございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

委員長

無ければ事務局から何かございませんか。

事務局長

ございません。

閉会の宣告

委員長

無ければこれで、第2回総務文教常任委員会を終らせて頂きます。ご苦労様でした。

(閉会 午後12時02分)